

見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和6年3月21日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第11号

見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

第2条に次の2号を加える。

- (6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用
事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をい
う。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」
に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用
事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、
同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1（その1）に次のように加える。

19	市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であつ て規則で定めるもの
----	----	---------------------------------------

別表第1（その2）に次のように加える。

4	教育委員会	子どもに対する医療費の助成に関する事務であつて規 則で定めるもの
5	教育委員会	妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であつて規 則で定めるもの
6	教育委員会	不育症治療費の助成に関する事務であつて規則で定め るもの
7	教育委員会	不妊治療費の助成に関する事務であつて規則で定める もの

別表第2（その1）中「住民基本台帳法」の次に「（昭和42年法律第81号）」
を加え、同表に次のように加える。

4 3	市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 国民健康保険給付関係情報 (4) 後期高齢者医療保険給付関係情報 (5) 生活保護関係情報 (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報
-----	----	-----------------------------------	--

別表第2（その2）に次のように加える。

3	教育委員会	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	子どもに対する医療費の助成に関する情報
4	教育委員会	子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する情報
5	教育委員会	妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 子どもに対する医療費の助成に関する情報 (2) ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する情報

別表第3（その2）中

「

1 0	教育委員会	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって	市長	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報
-----	-------	--------------------------------------	----	----------------------------

		規則で定めるもの		
--	--	----------	--	--

」を

「

1 0	教育委員会	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 特別児童扶養手当関係情報 (4) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報 (6) 国民健康保険給付関係情報 (7) 後期高齢者医療保険給付関係情報 (8) 生活保護関係情報 (9) 重度の障害者に対する医療費の助成に関する情報
-----	-------	--	----	---

」に

改め、同表に次のように加える。

1 6	教育委員会	子どもに対する医療	市長	(1) 住民票関係情報
-----	-------	-----------	----	-------------

		費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		(2) 国民健康保険給付関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 重度の障害者に対する医療費の助成に関する情報
17	教育委員会	妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報 (2) 国民健康保険給付関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 重度の障害者に対する医療費の助成に関する情報
18	教育委員会	不育症治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報 (2) 国民健康保険給付関係情報
19	教育委員会	不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報 (2) 国民健康保険給付関係情報

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。